

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対してすこやかデイサービス（通所型サービスA）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として「要支援」「総合事業対象者」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の配置状況.....	2
5. 事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービス利用及び提供に当たっての留意事項.....	4
7. ハラスメントの防止.....	4
8. 緊急時における対応方法.....	4
9. 非常災害対策.....	4
10. 虐待防止対策.....	4
11. 苦情の受付について.....	5

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 恵那市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県恵那市大井町 727 番地 11 |
| (3) 電話番号 | 0573-26-5221 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 西部 良治 |
| (5) 設立年月 | 平成 16 年 10 月 25 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 恵那市すこやかデイサービス（通所型サービスA） |
| (2) 事業所の目的 | 要支援者等の利用者に対し、機能訓練や集いの場など適切な通所型サービスAを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 恵那市社協いきいき教室岩村 |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県恵那市岩村町 1650-1 |
| (5) 電話番号 | 0573-43-0051 |
| (6) 管理者 | 氏名 堀 奈津子 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがちな利用者や軽 |

度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざします。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。

(8) 開設年月 平成 28 年 10 月 1 日

(9) 利用定員 1 日 16 名以内

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 恵那市岩村町

(通常の事業の実施地域以外の方の利用については要相談)

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（土、日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
サービス提供時間	午前 10 時～午後 3 時
苦情受付時間	月～金 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対してすこやかデイサービス（通所型サービス A）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 配 置	配置基準
1. 事業所長（管理者）	1 名（兼務 1 名）	1 名
2. 従業者	2 名	1 名

配置基準

従業者：通所型サービス A の単位ごとに専ら当該サービスの提供にあたる従業者が 1 名以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては当該サービスに当たる従業者に加えて、当該利用者の数に応じて必要と認められる数とします。

但し、従業者は、看護職員、介護職員、及び機能訓練指導員いずれか 1 以上兼務することとします。

職務の内容

職種	職 務 の 内 容
1. 管理者	管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービス A の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
2. 従業者	従事者は、通所型サービス A の業務に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 通所型サービスAの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとします。

- 1 入浴サービス
- 2 給食サービス
- 3 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- 4 機能訓練
- 5 健康チェック
- 6 送迎
- 7 アクティビティ（介護予防）など

(2) 利用料

- 1 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「恵那市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成28年規則第1号）」の負担割合に基づき、**下表**の市が定める額（一回当たりの利用料金の自己負担額1割、2割又は3割）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。

1回あたり	利用料金	自己負担額		
基本単価	3,300円	1割	2割	3割
運動機能向上グループ加算	250円	1割	2割	3割

- 2 食事の提供に要する費用については、780円を徴収します。
- 3 利用者の選定により通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 25円/Km
- 4 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収します。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付します。
- 6 通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月ご請求致します。

請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

(ア)利用者指定口座からの自動振替

金融機関口座からの自動引き落とし（翌月27日まで）

十六電算デジタルサービスが口座引落の窓口となります

ご利用できる金融機関は口座振替のご案内で確認願います

(イ)現金支払い

(ウ)指定口座への振り込み

お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスAの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービス利用及び提供に当たっての留意事項

- 1 いきいき教室の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点からアセスメントに於いて把握された課題の改善をめざし、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めます。
- 2 自立支援の観点から、利用者が可能な限り、身体機能等の向上を図ることを配慮するとともに利用者の家族、地域の住民による自主的な取り組みなどによる支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮します。
- 3 事故防止のため、サービス利用中の外出は行わないでください。また、送迎はご自宅から各センターとさせていただきます。途中下車はできません。
- 4 入浴施設があるセンター（恵那、岩村、明智、串原）では入浴可能です。その際、バイタルチェック（血圧体温）を行います。あくまで目安として、自己管理にて入浴してください。

7. ハラスメントの防止（契約書第8条 18条参照）

- 1 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本方針を整備し、職場や支援現場におけるハラスメント対策の推進を行います。
- 2 事業所は、ご契約者又はその家族等から、暴力又は乱暴な言動、セクシュアルハラスメント等社会通念上許容される限度を超えるハラスメント、著しい迷惑行為によって相互の信頼関係が損壊し、適切な介護の提供が継続しがたく、本契約の目的を達成することが不可能と認められる場合は、契約を解除させていただくことがあります。

8. 緊急時における対応方法（契約書第11条参照）

本事業は、サービスの提供中にご契約者の病変及び事故が生じた場合、必要な措置を講じるとともに以下の対応を行います。

- 1 契約時に、教えて頂く家族ないし緊急連絡先へ電話等により連絡します。
- 2 主治医への連絡及び指示を家族へ依頼する場合があります。
- 3 急を要する場合は、事業者の判断により救急車を要請し事後報告となる場合があります。

9. 非常災害対策

- 1 恵那市社協役職員災害緊急対応指針に沿い、利用者等の安全確保、避難誘導に努めます。
- 2 災害情報や恵那市災害対策本部の発表等情報収集に努め、適切な対応ができるように努めます。
- 3 台風・風雪水害・地震災害等、天災によりサービスの実施が困難と判断した場合、サービスの提供を中止または営業時間を変更して実施する等、安全を優先して対応させていただきます。

10. 虐待防止対策

高齢者虐待防止法に基づき、ご契約者の人権の庇護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する担当者（事業所の管理者）を選定しています。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 4 従業者に対して、虐待を予防するための定期的な研修を実施しています。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に同居している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを担当の介護支援専門員等へ報告するとともに、市町村に通報します。

11. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

- （1）苦情の受付 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口	恵那市社協いきいき教室岩村	管理者	堀 奈津子
○受付時間	毎週月曜日～金曜日	8：30～17：15	
	電話番号	0573-43-0051	
○苦情解決責任者	恵那市社会福祉協議会	常務	小林 規男
	電話番号	0573-26-5221	

（2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連 絡 先
吉 田 健 市	電 話 0573-27-3507
柴 田 正 樹	電 話 0573-43-2738

（3）行政機関その他苦情受付機関

恵那市役所 介護保険担当課	所 在 地 岐阜県恵那市長島町正家 1-1-1 電話番号 0573-26-2111（内 125） F A X 0573-25-7294 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
------------------	---

国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	所 在 地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-275-9826 ・ F A X 058-275-7635 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
岐阜県福祉サービス 運営適正化委員会	所 在 地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-278-5136 ・ F A X 058-278-5137 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

令和 年 月 日

恵那市すこやかデイサービス（通所型サービス A）・恵那市社協いきいき教室岩村の提供の開始に
際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

恵那市社協いきいき教室岩村

説明者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、恵那市すこやかデイサービス（通所型
サービス A）・恵那市社協いきいき教室岩村のサービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 恵那市

氏名

印

代理人住所

代理人

印